

米過剰に対処する転作推進

水田利用再編対策固めてくる

(その3)

十一月二十日国より県へ転作面積の配布がありました。五三一〇ヘクタール、これは県の水田面積の一〇・四パーセント又昨年の転作目標面積の二・三倍にあたります。町への配布は十二月初旬ということになっています。前号で骨子を報告しましたが、その後分りました内容についてお知らせします。特に四十四年の基準年度がなくなり、総ての水田が対象となっております。

一、水田利用再編対策の実施

(1) 転作（水稲から稲以外作物等への生産転換、林地、養魚地、農業生産に必要な施設への転換）であること。よって単純休耕は、対象外です。

(2) 農協等への水田の預託

自分で転作不可能な方は、農協へ預託することによって転作したものと認められます。

(3) 土地改良事業の通年施行

奨励補助金の対象にはなりません。転作面積の対象にはなりませんので、事業開始まで作物の作付けをしておかれるようお願いいたします。

二、奨励補助金の交付等

(1) 対象水田
(イ) 当該年度の前年度において、

農作物共済に付され水稲の耕作が行われた水田

(イ) 当該年度の前年度の奨励補助金（水田総合利用奨励補助金を含む）の交付対象となつた水田
(ロ) (イ)、以外の水田（当該年度に水稲の作付けが可能な水田に限る）であつて新規開田でないこと。

(2) 水田等の要件

(イ) 原則として当該年度の十一月三十日現在において農用地、林地、養魚地又は農業生産に必要な施設の敷地であること。

(ロ) 原則として当該年度の十一月三十日現在において転用許可を受け、又は転用許可手続き等が行われている水田（イ）に掲げるものにするため、転用許可を受け、又は転用許可手続き等が行われている水田等を除く）でないこと。

(3) 奨励補助金の種類及び実施水田

奨励補助金の種類は次のとおりとする。

(イ) 栽培期間水稲と重複する稲以外の作物。又は作付期間が限定されているための作付初年度においては、栽培期間が水稲と重複しない多年生作物が通常の栽培方法により当該年度の十一月三十日までに作付されている対象水田。

(ロ) 当該年度に係る麦その他別

に定める作物が通常の栽培方法により作付された水田。

(イ) 魚介類の養殖の用に供される対象水田。又は農業生産に必要な施設の敷地に造成され、もしくは施設園芸用施設が設置された水田。

(ロ) 管理転作奨励補助金は、農協等に預託された対象水田（転作が実施されていない水田にあつては、預託後二年を経過していないものであつて良好な状態に管理されているものに限る）。

(ハ) 土地改良通年施行補助金

実施水田の八月一日現在の使用収益権者とする。ただし、次に掲げる場合、その他別に定める場合にあつては、それぞれに掲げる者とする。

(イ) 管理転作に係る場合
八月一日現在における実施水田の預託者。

(ロ) 農協が実施水田を経営受託している場合。
八月一日現在において経営委託している者。

(5) 奨励補助金の額

(イ) 交付対象者ごとの奨励補助金の基本額は、それぞれの実施水田の面積に単価を乗じて得た額の合計額とする。

なお、同一年度に2以上の転作等が行われた場合は、最も高い額の奨励補助金の交付対象となるものとして取り扱うものとする。

※ 転作奨励補助金の区分、単価（五十三年度）
(A) 特定作物 五五、〇〇〇円
大豆、飼料作物、麦

(B) 永年生作物 五五、〇〇〇円
果樹、その他木本性の作物

(C) 一般作物等 四〇、〇〇〇円
(A)、(B)以外の対象作物

(D) 管理転作 四〇、〇〇〇円
(E) 土地改良通年施行 四〇、〇〇〇円

(イ) 地区において水田利用再編計画を樹て、市町村長の認定を受けた地区において、おおむね当該計画に沿つた転作（集団転作）が実施され地区全体としての転作等の目標が達成された場合には、実施水田につき当該地区の転作率に應ずる計画加算を行うものとする。計画加算額は

(A) 特定作物 一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円

(B) 永年作物 一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円

(C) 一般作物 一〇、〇〇〇円から一三、〇〇〇円

(D) 管理転作奨励金 一〇、〇〇〇円から一三、〇〇〇円

但し、管理転作の水田で転作が実施されていないもの及び土地改良事業の通年施行の水田を除く。

三、水田利用の再編対策と米の政府買入れ

再編対策の実効を確保するとともに、米の政府買入れについては目標面積との関連において事前売渡し申込限度数量を定める。つまり水田面積から転作割当面積を差し引いた面積相当分のみに米の割当をすることになります。

三、目標未達成等の場合の措置

当該年度において、転作等の目

前頁より

四、町たばこ消費税について

町たばこ消費税は、専売公社が本町の小売業者に売り渡した、たばこの本数によって公社が計算して申告納付することになっております。五十一年度に納付された税金は九、九七三円で、本年度は一昨年の価格の改訂の影響で現在月平均一、三〇〇千円も入っておりますから、他町村へ出かけるときは、必ず三隅で買うように心掛けましょう。

五、電気税について

電気税は、一か月の電気料金が二、四〇〇円以下であれば、免税点以下となって税金がかりませんが、これを超えると百分の五の税率によって課せられます。現在、本町に入る税金は月平均六二〇千円位です。

標が未達成の場合には、翌年度の目標面積及び限度数量の配分にあたり、農業者別にそれぞれの未達成面積に応じて加算及び控除する。以上再編対策の骨組みが固つてまいりましたが、各農家への配分は、今年末から来年初旬になる見込みです。なお転作面積の配分の基礎は、今年提出していただきました春夏作台帳の水田面積によりますので変更等がありましたら至急経済課農産係まで御連絡下さい。

